

## 契約書(案)

秋田県(以下「甲」という。)と○○○○○(以下「乙」という。)とは、秋田県庁舎で使用する電力の供給に関し、次の条項により契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 乙は、別添秋田県庁舎電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、秋田県庁舎で使用する電力を需要に応じて甲に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (契約の内容)

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

### (1) 供給場所

- ア 秋田県庁本庁舎 秋田県秋田市山王四丁目 1-1  
イ 秋田県庁第二庁舎 秋田県秋田市山王三丁目 1-1

## (2) 契約単価等 (本号は落札者の設定メニューによる)

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約単価(基本料金単価、電力量料金単価及び燃料費調整単価)に110分の10を乗じて得た額である。

ア	基本料金単価契約電力(使用規模1か月1キロワットあたり)	円
イ	電力量料金単価 夏季(7月1日から9月30日までの期間) 1か月1キロワットあたり	円
	その他季(夏季を除く期間) 1か月1キロワットあたり	円
		円

(2) 規格 仕様書に定めるとおり

(3)供給期間 令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで

#### (4) 契約保証金

秋田県財務規則の規定による。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (供給の保証)

第4条 乙は、甲に対し、第2条の供給期間内において、天災その他乙の責めに帰さない理由による場合を除き、電力を安定的に供給する義務を負い、かつ、それを保証するものとする。

### (使用電力量の増減)

第5条 使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、契約電力が500キロワット以上となる場合は、甲と乙とが協議の上決定するものとする。

(単位及び端数処理)

第7条 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとし、 庁舎ごとに計算するものとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(計量及び検査)(本条は落札者と協議する)

第8条 計量日(検針日)は、毎月月末又は各対象施設ごとに設定されている計量日(検針日)とし、乙は一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法により甲へ通知し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定期間)(本条は落札者と協議する)

第9条 電気料金は、次の場合を除き、その算定期間は計量日(検針日)から次の計量日(検針日)24時までとする。

- (1)電気の供給を休止し、若しくは停止し、又は本契約が消滅した場合
- (2)契約電力、供給電圧等を変更したことにより、基本料金単価に変更があった場合

2 前項各号に該当する場合は、日若しくは時間割を基準に甲と乙とが協議のうえ算定期間を定める。

(電気料金の算定)(本条は落札者の設定メニューによる)

第10条 電気料金は、基本料金、電力量料金、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額とし、取引に係る消費税及び地方消費税額を含むものとする。

- 2 消費税及び地方消費税額は、基本料金、電力量料金、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 3 第1項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増して算出する。
- 4 第1項の電力量料金は、電力量料金単価に第8条で計量した使用電力量を乗じるものとする。

(電気料金の請求及び支払い等)

第11条 乙は、第8条による検査の終了後、第7条及び前条によって算出した電気料金を庁舎ごとの内訳書を添付の上、1月毎に甲に請求する。

2 甲は、乙から適法な支払い請求書または電磁的記録を受理した日から起算して30日以内に「公共料金システム」により電気料金を支払う。

(甲の催告による解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、違約金として入札執行時に示した予定使用電力量から納入済みの電力量を差し引いた数に電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金(基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額)を加算した額の100分の15に相当する金額を乙から徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、乙若しくはその代理人又はこれらの使用人等が甲の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為(第14条に定める不正行為を除く。)があると甲が認めたとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約に違反したとき。

#### (乙の損害賠償義務)

第13条 乙は、前条の規定により契約が解除された場合において、これによって甲に生じた損害の額が前条の違約金の額を超えるときは、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に納付しなければならない。

#### (甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わない。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が第12条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第3条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (7) 警察本部からの通知に基づき、乙が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められる者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとみとめられるとき。
  - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。
  - ア 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。
  - イ 乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令

又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(乙に対してされたものに限る。))が確定したとき。

ウ 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。なお、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、甲は違約金として入札執行時に示した予定使用電力量から納入済みの電力量を差し引いた数に電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額(基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額)を加算した額の100分の15に相当する金額を乙から徴収することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 第1項第1号から第6号の規定に基づいて甲が契約を解除した場合は、乙は違約金として入札執行時に示した予定使用電力量から納入済みの電力量を差し引いた数に、電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額(基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額)を加算した額の100分の15に相当する金額を、乙から徴収することができる。

4 第1項第7号の規定に基づいて甲が契約を解除した場合は、乙は、違約金として入札執行時に示した予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額(基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額)を加算した額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。

5 乙は、第1項第8号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、入札執行時に示した予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額(基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額)を加算した額の100分の15に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、甲が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、甲に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

#### (契約不適合責任)

第15条 甲は、供給された電力が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

#### (違約金)

第16条 乙は、電力の供給が滞った場合、入札執行時に示した予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて計算した額に基本料金額(基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額)を加算した額に滞った日数1日につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、電力の供給が滞った原因が天災その他不可抗力によるものと認められたときは、この限りではない。

2 甲の責に帰する事由により第11条第2項の支払期限までに電気料金を支払わない場合は、甲は乙に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は違約金として、当該日から契約期間満了の日までの間の予定使用電力量に第2条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額(基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額)を加算した額の100分の15に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

#### (業者調査への協力)

- 第17条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

#### (暴力団等からの不当介入の排除)

- 第18条 乙は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 乙は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 乙は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入期限に関する協議を行わなければならない。

#### (賠償金等の徴収)

- 第19条 乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金(以下「賠償金等」という。)を甲が指定した期間内に支払わないときは、甲は、甲が指定した期間の翌日から起算して、乙が賠償金等を納付した日までの日数1日につき、賠償金等の額に年2.5パーセントの割合で計算した額(以下「遅延利息」という。)を、賠償金等の額に加えて徴収する。

- 2 電気料金が未払いの場合は、甲は賠償金等を甲が支払うべき電気料金から控除して徴収する。また、電気料金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、甲は賠償金等に加えて遅延利息を、甲が支払うべき電気料金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、甲はその不足額を別途徴収する。

(第2項については、電気料金から控除して徴収することができないときは削除)

#### (秘密の保持等)

- 第20条 乙は、本契約の実施にあたり、乙及び乙の委託を受けた作業責任者及び作業員等を甲の業務実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させること。
- 2 乙は、本契約の履行に際し知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

#### (甲の損害賠償請求等)

- 第21条 乙がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 乙の債務の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は乙の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(事情変更による契約内容の変更)

第22条 契約締結後、天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適當と認められるに至った場合は、その事情に応じ、甲と乙とが協議のうえ、契約単価、納入期限、その他契約内容を変更することができる。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、秋田県財務規則に基づくほか、甲及び乙が協議して決定する。

(契約の効力の遡及)

第26条 この契約書への甲と乙の記名押印日が契約書第2条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。  
本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1-1  
秋田県知事 鈴木 健太 ㊞

乙 ○○市○○区○○町○丁目○番○号  
(落札者)  
○○ ○○ ㊞